

# 鳥取県知事告示第114号

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日には、  
土曜日が休き  
がと日)  
(当たる翌日)

**鳥取県知事第114号**  
市民農園整備促進法(平成11年法律第四十四号)第三条第一項の規定に基いて、鳥取県市民農園の整備に関する基本方針を定めたので、同条第六項の規定により、次のとおり告示する。

平成11年四月九日

鳥取県知事 西 鹿 口 次

◆知 示 鳥取県市民農園の整備に関する基本方針(農地経済課)

土地改良区の役員の就退任(農村整備課)

土地改良事業の工事の完了(〃)

保安林の指定の解除予定(造林課)

有用広葉樹母樹林の指定(〃)

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(11件)(都市計画課)

収入証紙の小売りや個人の売買や賃貸の変更(収入課)

選挙管理委員会の招集

遊技機の型式の検定(防犯少年課)

◆公 告 少年指導委員の委嘱(〃)

獣銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)

鳥取県市民農園の整備に関する基本方針

第1

市民農園の整備の基本的な方向

1 国民の自由時間の増大、余暇活動の内容の多様化等に伴い、野菜や花を育て、土と親しむ場、農作業の体験の機会の場に対する需要が高まっており、鳥取県においても市民農園の整備の促進が必要となっている。

都市地域においては、市街化の進展等により緑が減少しており、防災機能や良好な環境育成機能を有するオープンスペースの創出が求められていることから、都市公園等を補完する緑地機能を有するものとして市民農園の整備の促進を図ることとする。

農村地域においては、都市と農村の交流を通じた地域の活性化、農地の有効利用が求められていることから、このような課題に対応するため、市民農園の整備の促進を図ることとする。

2 市民農園の整備に際しては、都市地域と農村地域とでは市民農園に対する需要及び整備の内容も異なるので、それぞれの特性に応じ、市民農園に対する多様な需要に応えられるよう、計画的に整備を行うこ

知 示

ととする。

- 3 市民農園の整備は、都市計画及び農業振興地域整備計画との調和が保たれたものでなければならない。

また、これら以外の土地利用計画、例えば、市町村の振興計画等との間でも調和が保たれたものでなければならない。

#### 第2 市民農園として整備すべき区域の設定に関する事項

市民農園区域は、市民農園整備促進法第4条第1項各号に規定する要件に該当する区域の中から以下の諸点に留意して指定するものとする。

##### 1 市民農園区域の規模

優良な市民農園の整備を行うという市民農園整備促進法の趣旨から、休憩施設等の施設の整備を効率的に行い得る程度の規模とする必要があるが、利用者の状況、付近の施設の整備状況等を勘案し、地域の実情に応じて彈力的に判断すること。

##### 2 立地条件

次の要件を満たす区域であって、農地所有者の土地利用に関する意向、農業構造改善事業等の実施状況、予想される利用者の数等からみて、区域内における市民農園の開設及びその円滑な運営の見込みがあるものであること。

- (1) 道路の整備状況等からみて、利用者が容易に到達できると認められること。
- (2) 用水の確保が容易であること。
- (3) 土地利用の状況等を勘案し、適正かつ合理的な土地利用に支障を及ぼさないことと認められること。

##### 3 農業との調整

農業との土地利用の調整を図るため、地域の農用地の保有・利用の

現状及び将来の見通し、農業者農業経営に関する意向等からみて、周辺の農用地の農業上の利用の増進に支障を及ぼさないような位置に指定すること。例えば、集団的農用地を利用して市民農園区域を指定する場合には、その集団性を失わせたり、土地利用の混在を招かないよう配慮を行うこと。

農用地区域内において市民農園区域を指定しようとする場合は、その周辺部において指定する等十分留意すること。

また、地域の全体面積、予想される利用者の数等からみて、著しく過大な面積を指定しないこと。

##### 4 都市計画との調整

- (1) 道路、下水道等の都市計画施設の区域においては、市民農園区域を指定しない等都市施設の整備に支障を及ぼさないこととする。
- (2) 商業系の地区においては、市民農園区域を指定しない等他の土地利用と調整し、合理的な土地利用に支障を及ぼさないととする。

##### (3) 市民農園と都市公園の一体的整備について配慮すること。

##### 第3 市民農園施設の設置その他の市民農園の整備に関する事項

- 1 市民農園の整備に当たっては、以下の諸点に留意して行うものとする。  
等により周囲を囲い、農用地の保全を図り、都市住民等のレクリエーション需要の充足、自然環境の保全に十分配慮し、良好な生活環境の形成にも資するように整備すること。
- 2 耕うん、客土を行い、利用者が容易に農作業を行え得るように農地

## 群大県取島

- を整備すること。特に、水田を利用して野菜等水稻以外の農作物を栽培する場合にあっては、排水等に留意すること。
- 3 農地に区画を設けて利用させる場合は、標識杆、ロープ等により区画の境界を明らかにすること。
- 4 区画を設ける場合は、1区画の大きさをおおむね15畝以上とすること。
- 5 周辺の道路等の整備状況を十分に勘査して、その整備に支障をきたさないようにすることともに、利用者の利便の確保に努めること。
- 6 市民農園の機能を確保するため、原則として、以下の市民農園施設を備えること。
- ・園路
  - ・休憩施設
  - ・便所
  - ・手洗場、水飲み場その他の給排水施設
  - ・農機具収納施設
  - ・ごみ置場
  - ・駐車場
- なお、上記施設の機能を代替できる施設が周辺に存在する場合は、それをもって代えることができるものとすること。
- 7 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域においては、市民農園施設の用に供される土地が同法第10条第3項に規定する農用地利用計画において指定された用途に即して利用されなければならないこと。
- 8 市民農園施設の整備のために農地等の転用を必要とする場合は、

「農地転用許可基準」（市街化調整区域においては「市街化調整区域における農地転用許可基準」）に照らして、農地転用の許可の対象と判断されることが必要であること。

9 市民農園周辺の道路における危険を防止し、その他交通の安全を図り、及び道路の交通に起因する障害を防止するよう配慮すること。

第4 市民農園の利用条件その他の市民農園の運営に関する事項

市民農園の運営にあたっては、次の事項に留意して行うものとする。

- 1 広報、チラシ、掲示等による一般公募を行い、出来るだけ多くの者に市民農園を利用する機会を与えることとともに、農園や施設の利用の料金も著しく高額なものとならないよう配慮すること。
- 2 市民農園の管理が適正に行われるよう、必要に応じ、利用者の遵守事項等について定めるとともに、巡回、指導等の体制を整備すること。
- 3 農作物の調理講習会、交換会及び展示会を開催する等して、市民農園の利用者の交流の促進を図るとともに、農業に対する理解を深めよう配慮すること。

## 第5 その他必要な事項

市民農園の整備の円滑な実施のため、以下の支援措置を講ずる。

- 1 資金の確保、あっせん等
- 2 認定開設者に対する技術、運営等に関する指導
- 3 市民農園に関する普及・啓発活動等
- 4 市民農園の整備・運営に関する組織・団体の育成

## 鳥取県告示第三百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり社土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成三年四月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 退任した役員の氏名及び住所

理事 長谷川 陽治	坂本 馨	大字安藏一〇〇八一一
長 戸 信 勝	"	" 一三九
大 家 繁 博	"	大字江波六六四
加賀田 入江 正治	岸 本 實	大字金屋一九七
奥 本 柳太郎	"	" 一七一
鈴 木 義 明	"	大字安藏一〇四九
徳 中 章 二	"	大字家奥二三四
永 田 章 二	"	大字古用瀬三二八
福 本 拙 男	"	大字江波六八一
藤 原 貞 夫	"	大字古用瀬三四三
前 川 元 一 雄	"	大字古用瀬四三二一
	"	大字古用瀬四七三
	"	大字安藏七二七
	"	大字川中一四六

前川元一雄也

大字安藏七二七

監事 森 重市	前田 喜道	大字川中一四六
五利江 勝義	大	大字家奥四二六
加賀田 清	大字金屋八七	大字安藏九一八一五

平成三年三月八日退任

## 就任した役員の氏名及び住所

理事 長谷川 陽治	坂本 馨	大字安藏一〇〇八一一
長 戸 信 勝	"	" 一三九
大 家 繁 博	"	大字江波六六四
加賀田 入江 正治	岸 本 實	大字金屋一九七
奥 本 柳太郎	"	" 一五七一
鈴 木 義 明	"	大字安藏一〇四九
徳 中 章 二	"	大字家奥二三四
永 田 章 二	"	大字古用瀬三二八
福 本 拙 男	"	大字江波六八一
藤 原 貞 夫	"	大字安藏二八二
前 川 元 一 雄	"	大字古用瀬三四三
	"	大字屋住四三二一
	"	大字古用瀬四七三
	"	大字安藏七二七
	"	大字川中一四六

前川元一雄也

大字安藏七二七

監事　義本大　　大字家奥四二六  
森重市　八頭郡用瀬町大字家奥一二九

五利江勝義　　大字金屋八七  
加賀田清　　大字安藏九一八一五

平成三年三月九日就任 任期四年

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三年四月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次

### 鳥取県告示第三百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第二百三十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があるので、同条第二項の規定により告示する。

平成三年四月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
倉吉市	土地改良総合整備事業（一般）倭 文地区区画整理	平成三年三月二十日
河原町	団体営下佐貫地区は場整備事業	昭和五十七年八月二十八日

### 鳥取県告示第三百五十三号

有用広葉樹母樹林を指定したので、次のとおり告示する。

平成三年四月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百五十二号  
次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、

指定番号	指定期間	樹種	所在場所	本数	面積	所有者名
三一一	九年平成三月四日	トチ	上岩美郡国府町大字八七八一八一	三八〇・八〇	ヘクタール	岩美郡国府町大字上地部落

平成3年4月9日 火曜日

三一九	八頭郡船岡町大字 一八二九	大江	八頭郡船岡町大字 一八二九	大江	三一九	八頭郡船岡町大字 一八二九	大江
三一七	八頭郡智頭町大字 駒帰 一二九	駒帰	八頭郡智頭町大字 芦津七八三一	芦津七八三一	三一七	八頭郡智頭町大字 駒帰	三一七
三一六	東伯郡三朝町大字 三徳五 一一	東伯郡三朝町大字 三徳五 一一	東伯郡三朝町大字 三〇・五〇	東伯郡三朝町大字 三〇・五〇	三一六	東伯郡三朝町大字 三徳財産区	三一六
三一八	岩美郡国府町大字 上地八七八一	岩美郡国府町大字 上地八七八一	岩美郡国府町大字 上地八七八一	岩美郡国府町大字 上地八七八一	三一八	岩美郡国府町大字 上地八七八一	三一八
三一七	東伯郡三朝町大字 木地山九〇四一	東伯郡三朝町大字 木地山九〇四一	東伯郡三朝町大字 木地山九〇四一	東伯郡三朝町大字 木地山九〇四一	三一七	東伯郡三朝町大字 木地山九〇四一	三一七
"	御日野郡江府町大字 七五	御日野郡江府町大字 七五	御日野郡江府町大字 七五	御日野郡江府町大字 七五	"	御日野郡江府町大字 七五	"
"	一〇〇・〇八	六八〇・四五	六八〇・四五	六八〇・四五	"	一〇〇・〇八	"
	七四一十五六	原田好雄	七四一十五六	原田好雄		七四一十五六	

## 鳥取県告示第三百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成三年四月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第三百五十六号

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）第十二条第一項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があつたので、告示する。

平成三年四月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成三年四月九日

鳥取県告示第三百五十四号  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

7 平成3年4月9日 火曜日

小売りさばき人の住所及び名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
鳥取市安長一七八	売りさばき場所	鳥取市安長一	鳥取市千代水	平成三年
株式会社鳥取銀行		七八一一	二丁目一	四月一日
鳥取西支店				

## 選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十六号

平成三年第十一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成三年四月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長尾義男

- 一日時 平成三年四月十三日（土）午前十一時三十分  
 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員室  
 三 議題 羽合町長選挙に係る審査申立てについて

## 公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十八号  
 次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に

関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成三年四月九日

鳥取県公安委員会委員長 廣吉卓藏

遊技機の種類	型式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	ウルトラセブン	
ロータリーキング	アドベンチャー	
ミュータント	エンゼル	マルホン工業株式会社
サファリ三		
トロピカル		京楽産業株式会社
フィーバーフラッシュ		P
レインボーア		
アレンジボール遊技		
株式会社三星		太陽電子株式会社
株式会社三共		

平成3年4月9日曜火

## 鳥取県公報

## 公 告

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に等する法律(昭和23年法律第122号)第38条第1項の規定により、少年指導委員を次のとおり委嘱した。

平成3年4月9日

鳥取県公安委員会委員長 廣吉卓藏

氏名	住所	活動区域
平田安光	鳥取市米町104	鳥取駅周辺地区(鳥取市東品治町、今町一丁目、今町二丁目、瓦町、米町、元町、永楽温泉町、未広温泉町、吉方温泉一丁目、弥生町、扇町及び富安二丁目の区域)
伊藤靖惠	鳥取市吉方温泉一丁目620-3	田部五十鈴
瀬崎道弘	鳥取市未広温泉町159	大津賀常允
下山輝子	鳥取市南吉方二丁目22-1	下村静夫
佐竹正善	鳥取市末広温泉町557	黒瀬勲
小谷浩之	鳥取市弥生町272	竹本勲
坂本憲二	鳥取市瓦町609	石井明

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）

第5条の3第1項の規定により獣銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を

次のとおり開催する。

平成3年4月9日

鳥取県公安委員会委員長 廣吉卓藏

### 3 受講対象者

#### (1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の

用途に供するため獣銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの

#### (2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの

ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて獣銃又は空

銃を所持している者

イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たに獣銃

又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して

### 3年を経過している者

### 4 講習時間及び講習科目

#### (1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間

イ 経験者講習 2時間30分

#### (2) 講習科目

ア 獣銃及び空気銃の所持に関する法令  
イ 獣銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

### 5 考査

講習	平成3年5月29日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会棟3階 大会議室	岩美、鳥取、郡家、 智頭、浜村及び倉 吉の各警察署の管 内に居住する者
----	-------------------------------------	-----------------------------------	--

区分 種別	日 時	場 所	受講対象者
初心者講習	平成3年5月15日 午前10時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会棟1階 第18会議室	岩美、鳥取、郡家、 智頭、浜村及び倉 吉の各警察署の管 内に居住する者
経験者	平成3年5月10日 午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市雄町一丁目151 鳥取県米子警察署会議 室	倉吉、八橋、米子、 境港、溝口及び黒 坂の各警察署の管 内に居住する者

平成3年4月9日 火曜日

## 鳥取県公報

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考查を1時間行う。

## 6 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

## 7 講習受講手数料及びその納付方法

## (1) 講習受講手数料

ア 初心者講習	3,000円
イ 経験者講習	1,500円

## (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

## 8 携行品

筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆）